

クレジットカードの会員規約・規定・特約の改定について

2025年3月25日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

クレジットカードの会員規約・規定・特約（以下「規約等」といいます）の改定についてご案内いたします。

なお、本ご案内は、規約等に定められた規約変更手続きに則り、お客さまとの間のカード取引に係る契約を変更させていただくものです。

1. 対象カード

トヨタレンタカービジネスメンバーカード

トヨタフューエルサポートカード

2. 効力発生日

2025年4月1日より改定後の規約等が適用となります。

3. 改定内容

改定内容は以下のとおりです。

改定後の規約等（全文）につきましては、2025年4月1日頃、当社 WEB サイトに掲載の予定です。

（1）トヨタレンタカービジネスメンバーカード

トヨタレンタカービジネスメンバーカード会員規約

個人情報の収集・利用・提供の同意に関する規定

レンタリース店への帰属に関する特約

ポイントプラス規定

① 「レンタリース店」の呼称変更

トヨタ自動車とレンタリース店の契約関係の変更により、規約等を改定します。

※下記トヨタレンタカービジネスメンバーカード会員規約の第1条（トヨタレンタカービジネスメンバーカード会員制度）以外にも、「レンタリース店」と記載されている条文は、全て「トヨタレンタカー店」に改定します（ポイントプラス規定を除く）。

② 全体的な表現の見直し等

分かりやすさの向上を目的とした全体的な表現の見直しをします。

<トヨタレンタカービジネスメンバーカード会員規約>

第1条（トヨタレンタカービジネスメンバーカード会員制度）

改定前	改定後
トヨタレンタカービジネスメンバーカード会員制度とは、トヨタ自動車株式会社（以下、「当社」という）と、当社とフランチャイズ契約を締結したトヨタレンタリース店（以下「レンタリース店」という）とが互いに協力して、当社とトヨタファイナンス株式会社（以下「トヨタファイナンス」とい、当社とトヨタファイナンスを併せて、「両社」という）が提携して発行するトヨタレンタカービジネスメンバーカードにより、トヨタレンタカービジネスメンバーカード会員（以下「会員」という）に対してレンタリース店およびレンタリース店が運営する所定の場所での自動車の有償貸渡し（以下「レンタカー」という）利用時の利便を提供することを目的とした制度をいい、本規約ではカード会員制度と略称します。	トヨタレンタカービジネスメンバーカード会員制度とは、トヨタ自動車株式会社（以下「当社」という）および当社とトヨタ利活用フランチャイズ契約を締結している事業会社（以下「トヨタレンタカー店」という）とが互いに協力して、当社とトヨタファイナンス株式会社（以下「トヨタファイナンス」とい、当社とトヨタファイナンスを併せて、「両社」という）が提携して発行するトヨタレンタカービジネスメンバーカードにより、トヨタレンタカービジネスメンバーカード会員（以下「会員」という）に対してトヨタレンタカー店およびトヨタレンタカー店が運営する所定の場所での自動車の有償貸渡し（以下「レンタカー」という）利用時の利便を提供することを目的とした制度をいい、本規約ではカード会員制度と略称します。

<個人情報の収集・利用・提供の同意に関する規定>

第1条（カード取引にかかる会員情報の取扱い）

改定前	改定後
<p>1. トヨタ自動車株式会社（以下「当社」という）およびトヨタファイナンス株式会社（以下「トヨタファイナンス」といい、当社とトヨタファイナンスを併せて「両社」という）ならびにトヨタ自動車株式会社とフランチャイズ契約を締結したトヨタレンタリース店（以下「レンタリース店」という）は、トヨタレンタカービジネスメンバーカード（以下「カード」という）の入会申込および入会後の取引等に際して適正に取得した入会申込者（法人・団体・個人事業者、カード使用者、連帯保証申込者。以下同じ）および会員（以下両者を「会員等」という）に関する情報を、カード取引を通じた会員へのよりよいサービス提供のために、本規定に定めるところに従い収集・利用・提供および登録を行うものとします。</p> <p>2. 両社およびレンタリース店は、会員等の意に反する会員情報の取扱防止と会員等のプライバシー保護に十分配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく会員情報を厳重に管理するものとします。</p> <p>3. 会員等は、自己の会員情報の取扱いに関し、本規定に定める内容に同意するものとします。</p>	<p>1. トヨタ自動車株式会社（以下「当社」という）およびトヨタファイナンス株式会社（以下「トヨタファイナンス」といい、当社とトヨタファイナンスを併せて「両社」という）ならびに当社とトヨタ利活用フランチャイズ契約を締結している事業会社（以下「トヨタレンタカー店」という）は、トヨタレンタカービジネスメンバーカード（以下「カード」という）の入会申込および入会後の取引等に際して適正に取得した入会申込者（法人・団体・個人事業者、カード使用者、連帯保証申込者。以下同じ）および会員（以下両者を「会員等」という）に関する情報を、カード取引を通じた会員へのよりよいサービス提供のために、本規定に定めるところに従い収集・利用・提供および登録を行うものとします。</p> <p>2. 両社およびトヨタレンタカー店は、会員等の意に反する会員情報の取扱防止と会員等のプライバシー保護に十分配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく会員情報を厳重に管理するものとします。</p> <p>3. 会員等は、自己の会員情報の取扱いに関し、本規定に定める内容に同意するものとします。</p>

第9条（会員情報に関するお問い合わせ先および管理責任者）

改定前	改定後
<p>1. 当社および共同利用先における宣伝印刷物の送付等の中止の請求、eメールの送信等の中止の請求について、その他会員情報に関するお問い合わせ・ご意見については、下記までお願い致します。</p> <p>[対応部署] トヨタレンタカー予約センター トヨタレンタカービジネスメンバーカードデスク (責任者：予約センター長)</p> <p>[連絡先] TEL0077-789-489</p> <p>2. トヨタファイナンスにおける宣伝印刷物の送付等の中止の請求、eメールの送信等の中止の請求について、その他会員情報に関するお問い合わせ・ご意見は、下記のトヨタファイナンスお客様相談窓口までお願い致します。なお、トヨタファイナンスでは個人情報保護を推進する管理責任者として個人情報保護管理者（コンプライアンス担当役員）を設置しています。</p> <p>[対応部署] お客様相談窓口 [住所等] 〒451-6014 名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー [東京] TEL03-5617-2533 [名古屋] TEL052-239-2533</p> <p>3. 本規定に関し、当社における会員情報の管理責任者は以下のとおりとなります。</p> <p>[所属部署] レンタリース事業部 [職名] レンタリース事業部長</p>	<p>1. 当社および共同利用先における宣伝印刷物の送付等の中止の請求、eメールの送信等の中止の請求について、その他会員情報に関するお問い合わせ・ご意見については、下記までお願い致します。</p> <p>[対応部署] トヨタレンタカー予約センター トヨタレンタカービジネスメンバーカードデスク (責任者：予約センター長)</p> <p>[連絡先] TEL0077-789-489</p> <p>2. トヨタファイナンスにおける宣伝印刷物の送付等の中止の請求、eメールの送信等の中止の請求について、その他会員情報に関するお問い合わせ・ご意見は、下記のトヨタファイナンスお客様相談窓口までお願い致します。なお、トヨタファイナンスでは個人情報保護を推進する管理責任者として個人情報保護管理者（コンプライアンス担当役員）を設置しています。</p> <p>[対応部署] お客様相談窓口 [住所等] 〒451-6014 名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー [東京] TEL03-5617-2533 [名古屋] TEL052-239-2533</p> <p>3. 本規定に関し、当社における会員情報の管理責任者は以下のとおりとなります。</p> <p>[所属部署] 国内事業部 [職名] 国内事業部長</p>

<レンタリース店への帰属に関する特約> (改定後の名称：トヨタリース店への帰属に関する特約)

改定前	改定後
レンタリース店への帰属に関する特約	トヨタレンタカー店への帰属に関する特約
<p>1. トヨタレンタカービジネスメンバーカード（以下「カード」という）に入会した会員は、原則として入会申込書、変更届等に記載されたトヨタレンタリース店（以下「レンタリース店」という）に、トヨタ自動車株式会社（以下「当社」という）およびトヨタファイナンス株式会社（以下「トヨタファイナンス」という）所定の時期より帰属するものとします。ただし、入会申込の方法によっては、レンタリース店に帰属しない場合があります。</p> <p>2. 会員が帰属するレンタリース店（以下「帰属先レンタリース店」という）については、会員に貸与されたカード券面にその名称を表示する等、会員が認知し得る措置を講じるものとします。ただし、カードの有効期間中に帰属先レンタリース店の変更または追加があった場合など、入会申込書の記載とは異なるレンタリース店に帰属することがあります。</p> <p>3. 会員は、帰属先レンタリース店から、その提供する特典・サービスを受けることができます。</p> <p>4. 会員は、帰属先レンタリース店が、前項の特典・サービスの提供案内等の販売管理業務に必要な範囲で、当社またはトヨタファイナンスから会員情報（申込時等に得られた会員の属性情報および貸与されたカードの利用状況等の情報およびそれらの変更に関する情報）の提供を受け、これを利用することを承認します。</p> <p>5. 会員は、当社およびトヨタファイナンスに申し出ることにより、帰属先レンタリース店を変更または新たにレンタリース店に帰属することができます。</p>	<p>1. トヨタレンタカービジネスメンバーカード（以下「カード」という）に入会した会員は、原則として入会申込書、変更届等に記載されたトヨタレンタカー店（以下「トヨタレンタカー店」という）に、トヨタ自動車株式会社（以下「当社」という）およびトヨタファイナンス株式会社（以下「トヨタファイナンス」という）所定の時期より帰属するものとします。ただし、入会申込の方法によっては、トヨタレンタカー店に帰属しない場合があります。</p> <p>2. 会員が帰属するトヨタレンタカー店（以下「帰属先トヨタレンタカー店」という）については、会員に貸与されたカード券面にその名称を表示する等、会員が認知し得る措置を講じるものとします。ただし、カードの有効期間中に帰属先トヨタレンタカー店の変更または追加があった場合など、入会申込書の記載とは異なるトヨタレンタカー店に帰属することがあります。</p> <p>3. 会員は、帰属先トヨタレンタカー店から、その提供する特典・サービスを受けることができます。</p> <p>4. 会員は、帰属先トヨタレンタカー店が、前項の特典・サービスの提供案内等の販売管理業務に必要な範囲で、当社またはトヨタファイナンスから会員情報（申込時等に得られた会員の属性情報および貸与されたカードの利用状況等の情報およびそれらの変更に関する情報）の提供を受け、これを利用することを承認します。</p> <p>5. 会員は、当社およびトヨタファイナンスに申し出ることにより、帰属先トヨタレンタカー店を変更または新たにトヨタレンタカー店に帰属することができます。</p>

<ポイントプラス規定>

第10条（キャッシュバックによる還元）第3項第1号

改定前	改定後
<p>会員は、還元手続用紙に必要な事項を記入するとともにトヨタレンタリース店その他還元事由に応じて当社が指定する者の確認印の押印を受け、還元事由に応じて当社が定める期間内に、当社に対して同用紙を提出するものとします。（以下略）</p>	<p>会員は、還元手続用紙に必要な事項を記入するとともにトヨタレンタカー店、トヨタリース店その他還元事由に応じて当社が指定する者の確認印の押印を受け、還元事由に応じて当社が定める期間内に、当社に対して同用紙を提出するものとします。（以下略）</p>

※上記条文以外にも、「レンタリース店」と記載されている条文は、全て「トヨタレンタカー店、トヨタリース店」に改定します。

(2) トヨタフューエルサポートカード

トヨタフューエルサポートカード会員規約

個人情報の収集・利用・提供の同意に関する規定

レンタリース店への帰属に関する特約

① 「レンタリース店」の呼称変更

トヨタ自動車とレンタリース店の契約関係の変更により、規約等を改定します。

※下記トヨタフューエルサポートカード会員規約の第1条（トヨタフューエルサポートカード会員制度）以外にも、「レンタリース店」と記載されている条文は、全て「トヨタリース店」に改定します。

② 全体的な表現の見直し等

分かりやすさの向上を目的とした全体的な表現の見直しをします。

<トヨタフューエルサポートカード会員規約>

第1条（トヨタフューエルサポートカード会員制度）

改定前	改定後
<p>1. トヨタフューエルサポートカード会員制度とは、トヨタ自動車株式会社（以下「当社」という）と当社のフランチャイジーであるトヨタレンタリース店（以下「レンタリース店」という）とが互いに協力して、当社とトヨタファイナンス株式会社（以下「トヨタファイナンス」といい、当社とトヨタファイナンスを併せて「両社」という）が提携し、法人・団体・個人事業者の事業用経費支払を取引目的として発行するトヨタフューエルサポートカードにより、会員に対して自動車燃料購入時の利便を提供することを目的とした制度をいい、本規約ではカード会員制度と略称します。</p>	<p>1. トヨタフューエルサポートカード会員制度とは、トヨタ自動車株式会社（以下「当社」という）および当社とトヨタリース取扱契約を締結している事業会社（以下「トヨタリース店」という）が互いに協力して、当社とトヨタファイナンス株式会社（以下「トヨタファイナンス」といい、当社とトヨタファイナンスを併せて「両社」という）が提携し、法人・団体・個人事業者の事業用経費支払を取引目的として発行するトヨタフューエルサポートカードにより、会員に対して自動車燃料購入時の利便を提供することを目的とした制度をいい、本規約ではカード会員制度と略称します。</p>

<個人情報の収集・利用・提供の同意に関する規定>

第1条（カード取引にかかる会員情報の取扱い）

改定前	改定後
<p>1.トヨタ自動車株式会社（以下「当社」という）およびトヨタファイナンス株式会社（以下「トヨタファイナンス」といい、当社とトヨタファイナンスを併せて「両社」という）ならびに当社とフランチャイズ契約を締結したトヨタレンタリース店（以下「レンタリース店」という）は、トヨタフューエルサポートカード（以下「カード」という）の入会申込および入会後の取引等に際して適正に取得した入会申込者（法人・団体・個人事業者、カード使用者、連帯保証申込者、カードの管理責任者。以下同じ）および会員（以下両者を「会員等」という）に関する情報を、カード取引を通じた会員へのよりよいサービス提供のために、本規定に定めるところに従い収集・利用・提供および登録を行うものとします。</p> <p>2.両社およびレンタリース店は、会員等の意に反する会員情報の取扱い防止と会員等のプライバシー保護に十分配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく会員情報を厳重に管理するものとします。</p> <p>3.会員等は、自己の会員情報の取扱いに関し、本規定に定める内容に同意するものとします。</p>	<p>1.トヨタ自動車株式会社（以下「当社」という）およびトヨタファイナンス株式会社（以下「トヨタファイナンス」といい、当社とトヨタファイナンスを併せて「両社」という）ならびに当社とトヨタリース取扱契約を締結している事業会社（以下「トヨタリース店」という）は、トヨタフューエルサポートカード（以下「カード」という）の入会申込および入会後の取引等に際して適正に取得した入会申込者（法人・団体・個人事業者、カード使用者、連帯保証申込者、カードの管理責任者。以下同じ）および会員（以下両者を「会員等」という）に関する情報を、カード取引を通じた会員へのよりよいサービス提供のために、本規定に定めるところに従い収集・利用・提供および登録を行うものとします。</p> <p>2.両社およびトヨタリース店は、会員等の意に反する会員情報の取扱い防止と会員等のプライバシー保護に十分配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく会員情報を厳重に管理するものとします。</p> <p>3.会員等は、自己の会員情報の取扱いに関し、本規定に定める内容に同意するものとします。</p>

第9条（会員情報に関するお問い合わせ先および管理責任者）

改定前	改定後
<p>1.宣伝印刷物の送付等の中止の請求、eメールの送信等の中止の請求について、その他会員情報に関するお問い合わせ・ご意見は、下記のトヨタファイナンスお客様相談窓口までお願いします。なお、トヨタファイナンスでは個人情報保護を推進する管理責任者として個人情報保護管理者（コンプライアンス担当役員）を設置しています。</p> <p>[対応部署] お客様相談窓口 [住所等] 〒451-6014 名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー [東京] TEL03-5617-2533 [名古屋] TEL052-239-2533</p> <p>2.本規定に関し、当社における会員情報の管理責任者は以下のとおりとなります。</p> <p>[所属部署] レンタリース事業部 [職名] レンタリース事業部長</p>	<p>1.宣伝印刷物の送付等の中止の請求、eメールの送信等の中止の請求について、その他会員情報に関するお問い合わせ・ご意見は、下記のトヨタファイナンスお客様相談窓口までお願いします。なお、トヨタファイナンスでは個人情報保護を推進する管理責任者として個人情報保護管理者（コンプライアンス担当役員）を設置しています。</p> <p>[対応部署] お客様相談窓口 [住所等] 〒451-6014 名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー [東京] TEL03-5617-2533 [名古屋] TEL052-239-2533</p> <p>2.本規定に関し、当社における会員情報の管理責任者は以下のとおりとなります。</p> <p>[所属部署] 国内事業部 [職名] 国内事業部長</p>

<レンタリース店への帰属に関する特約> (改定後の名称：トヨタリース店への帰属に関する特約)

改定前	改定後
レンタリース店への帰属に関する特約	トヨタリース店への帰属に関する特約
<p>1.トヨタフューエルサポートカード（以下「カード」という）に入会した会員は、原則として入会申込書、変更届等に記載されたトヨタレンタリース店（以下「レンタリース店」という）に、トヨタ自動車株式会社（以下「当社」という）およびトヨタファイナンス株式会社（以下「トヨタファイナンス」という）所定の時期より帰属するものとします。</p> <p>2.会員が帰属するレンタリース店（以下「帰属先レンタリース店」という）については、会員に貸与されたカード券面にその名称を表示する等、会員が認知し得る措置を講じるものとします。</p> <p>3.会員は、帰属先レンタリース店から、その提供する特典・サービスを受けることができます。</p> <p>4.会員は、帰属先レンタリース店が、前項の特典・サービスの提供案内等の販売管理業務に必要な範囲で、当社またはトヨタファイナンスから会員情報（申込時等に得られた会員の属性情報および貸与されたカードの利用状況等の情報およびそれらの変更に関する情報）の提供を受け、これを利用することを承認します。</p> <p>5.入会申込者（法人・団体・個人事業者、カード使用者、連帯保証申込者、カードの管理責任者。以下同じ）および会員は、トヨタファイナンスがカードの入会申込に対するカード発行の可否（その理由は除く）について、入会申込書に記載されたレンタリース店に通知することを承認します。</p>	<p>1.トヨタフューエルサポートカード（以下「カード」という）に入会した会員は、原則として入会申込書、変更届等に記載されたトヨタリース店（以下「トヨタリース店」という）に、トヨタ自動車株式会社（以下「当社」という）およびトヨタファイナンス株式会社（以下「トヨタファイナンス」という）所定の時期より帰属するものとします。</p> <p>2.会員が帰属するトヨタリース店（以下「帰属先トヨタリース店」という）については、会員に貸与されたカード券面にその名称を表示する等、会員が認知し得る措置を講じるものとします。</p> <p>3.会員は、帰属先トヨタリース店から、その提供する特典・サービスを受けることができます。</p> <p>4.会員は、帰属先トヨタリース店が、前項の特典・サービスの提供案内等の販売管理業務に必要な範囲で、当社またはトヨタファイナンスから会員情報（申込時等に得られた会員の属性情報および貸与されたカードの利用状況等の情報およびそれらの変更に関する情報）の提供を受け、これを利用することを承認します。</p> <p>5.入会申込者（法人・団体・個人事業者、カード使用者、連帯保証申込者、カードの管理責任者。以下同じ）および会員は、トヨタファイナンスがカードの入会申込に対するカード発行の可否（その理由は除く）について、入会申込書に記載されたトヨタリース店に通知することを承認します。</p>

以上